平成２３年（フ）第３６９号
宮城県多賀城市高橋１丁目20番４号　ロフティー高橋110号
債務者　平塚　貴一
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７４号
仙台市泉区南光台南３丁目36番28号
債務者　大野　貴之
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３７５号
仙台市泉区南光台南３丁目36番28号
債務者　大野　朱美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９１号
仙台市青葉区芋沢字権現森山９番地
債務者　澁谷　恵美
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３９２号
仙台市太白区緑ケ丘１丁目20番16号　カラントアン103
債務者　廣瀬　　淳
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
仙台市青葉区みやぎ台１―31―１　仙台ロイヤルケアセンター内、住民票上の住所仙台市宮城野区宮千代２丁目８番地の２　イーグルハイツ宮千代103
債務者　工藤　　充
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１７号
秋田県仙北市田沢湖卒田字鹿狩51番地
債務者　草㔟　信人
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第３８７号
福島市沖高字樋越１番地の36
債務者　宍戸　智祐
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第９４号
福島市大笹生字井ノ面21番地
債務者　清野　弘子（旧姓東谷）
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３３号
茨城県ひたちなか市大字高野2435番地の15
柏野団地１―６―14
債務者　木村　　晃
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２３５号
茨城県桜川市岩瀬347番地１
債務者　根本　　稔
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５６号
茨城県笠間市片庭1277番地１
債務者　中村　秀男
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５８号
茨城県ひたちなか市平磯町357番地２
債務者　石川　　浩
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２５９号
茨城県ひたちなか市平磯町357番地２
債務者　石川トミ子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６４号
茨城県小美玉市中野谷347番地
債務者　石塚　　豊
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２６５号
茨城県小美玉市中野谷347番地
債務者　石塚　一枝
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
水戸地方裁判所